

平成28年度 保育士修学資金貸付事業 貸付のご案内

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会

1 保育士修学資金貸付事業の概要

1) 目的

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士資格の取得を目指し、資格取得後にさいたま市内の指定施設（P 1 8 別表 1 参照）で保育士業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、質の高い保育士の養成及び確保を目的としています。

2) 実施主体

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「さいたま市社協」という。）

3) 貸付内容

① 貸付額

- ・ 修学資金（学費相当） 月額 5万円以内（総額120万円以内）
- ・ 入学準備金（初回貸付時） 20万円以内（平成28年度入学者のみ）
- ・ 就職準備金（卒業時） 20万円以内（既に就業している者は対象外）
- ・ 生活加算費 生活保護法による保護の基準のうち申請者の年齢に対応する年齢区分の額（P 1 9 別表 2 参照）に相当する額（千円未満は切捨て）

② 貸付予定人数

5名程度

③ 貸付期間

貸付期間は2年間です。ただし、修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、2年間に相当する金額の範囲であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

④ 貸付利子

貸付利子は無利子です。

※ただし、返還期日を過ぎた場合は、年5%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

⑤ 貸付金の交付

ア 修学資金（学費）は4月と10月の年2回（原則、前期6月分、後期6月分）借受人が指定する口座へ振込みます。ただし、貸付初年度の交付時期は貸付決定後、10月と1月の2回を予定しています。

イ 入学準備金は第1回の送金時に修学資金（学費）と合わせて送金します。

ウ 就職準備金は修学資金（学費）とは別に最終学年時（卒業学年）に送金します。

※就職準備金の貸付にあたり、最終学年時（卒業学年）の2月に「修学資金貸付卒業見込状況報告書」を養成施設より提出いただき、該当者の卒業見込みの状況を確認します。

4) 申請者

① 申請者の要件

次の要件を全て満たしている養成施設に在学する者を貸付の対象とします。

ア さいたま市内に住所を有している又はさいたま市内に所在する養成施設に在学している者。

イ 養成施設を卒業後、5年以上（中高年離職者の場合は3年以上）さいたま市内の指定施設

において保育士業務に従事する意思を有する者。

ウ 学業が優秀である者。

エ 家庭の経済状況などから、真に本資金の貸付が必要と認められる者。

オ 他の都道府県等又は都道府県等が適当と認める団体等から次に掲げる貸付金等を借り受けていない者。ただし、(ウ)～(カ)については、さいたま市社協が真に必要と認める場合は、貸付の対象とすることがあります。

(ア) 生活福祉資金の修学に関する貸付金

(イ) 父子、母子及び寡婦福祉資金の修学に関する貸付金

(ウ) 日本学生支援機構の修学に関する貸付金

(エ) 日本政策金融公庫の修学に関する貸付金

(オ) 国の教育ローン

(カ) その他指定保育士養成施設の貸付金

カ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業の事業実施計画書の対象保育従事者でない者。

② 生活費加算を受ける場合の要件

上記①の要件に加え、次のいずれかの要件を満たしている者が生活費加算の対象となります。

ア 貸付申請時に生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の存する世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）の者

イ 申請者（申請者が被扶養者の場合は扶養者）が、前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者

(ア) 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

(イ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

(ウ) 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金掛金の減免

(エ) 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

③ 中高年離職者

ア 申請者が養成施設入学時において45歳以上のものであって、離職して2年以内の場合は中高年離職者として取り扱います。

イ この場合、返還免除に関わる従事期間が3年間となります。

ウ 中高年離職者に該当する場合は、貸付申請時に離職してから2年以内であることを証明する書類を必ず添付してください。貸付決定後に申告があっても承認することはできません。

④ 連帯保証人

貸付には連帯保証人（一定の収入がある20歳以上の者）を1名立てていただきます。

※申請者が未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人となります。ただし、法定代理人が生活保護を受給している場合は、連帯保証人（一定の収入がある20歳以上の者）をもう1人立てていただきます。

5) 貸付の申請・決定

① 貸付の申請方法

貸付を希望する者は、「貸付申請書」及び申請に必要な書類を全て揃え、**養成施設（学校）に提出してください。**養成施設（学校）は、「貸付推薦状」を作成し、申請書類等と合わせて、さいたま市社協宛に書類を提出してください。

※書類提出時には「保育士修学資金貸付申請チェックリスト」で書類に不備がないか必ず確認してください。

② 書類提出期限

養成施設からさいたま市社協への書類の提出期限は**平成28年9月8日(木)必着**とします。提出期限までに申請に必要な全ての書類が揃わない場合は、申請書は受理されませんのでご注意ください。

③ 貸付の審査・決定

ア さいたま市社協では、申請内容（申請書類）を審査し、貸付の可否を決定します。

イ 審査の結果は、養成施設に送付し、申請者に通知されます。

ウ 貸付が決定した場合、さいたま市社協から「決定通知」と「借用証書」を養成施設に送付します。

エ 修学資金は、さいたま市社協と申請者との契約により貸し付けます。

※審査のうえ貸付の可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

6) 貸付契約の解除

借受人が次のいずれかに該当することとなった場合は、貸付の契約を解除します。

- ① 養成施設を退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
- ⑥ 貸付を受けることを辞退したとき
- ⑦ その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

7) 貸付の休止

借受人が養成施設を休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付を休止します。

8) 貸付金の返還

① 返還の要件

借受人が、次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

ア 修学資金等の貸付契約が解除されたとき

イ 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき

ウ 埼玉県内の指定施設において保育士業務に従事しなかったとき

エ 埼玉県内において保育士業務に従事する意思がなくなったとき

オ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※保育士登録を行った者が、養成施設卒業後1年以内に保育士業務以外の職種に採用された者については、本人の申請に基づき埼玉県内の指定施設において保育士業務に従事する意思があると認めた場合、ウに規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を、「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えます。

※その他、提出期限を定め書類を提出するよう通知したにも関わらず、書類の提出がないときも、貸付金を返還していただきます。

② 返還期間

返還の期間は、事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた月数の2倍に相当する期間内とします。

ただし、修学期間が2年を超え、貸付を受けた期間が24月を超える場合は、貸付を受けた月数は24月とします。

③ 返還方法

貸付金は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法により、さいたま市社協が指定する口座に振り込んでいただきます。

④ 延滞利子

正当な理由がなく、返還期日までに貸付金を返還しなかった場合は、年5%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

9) 返還債務の履行猶予

次のいずれかに該当するときは申請により返還債務の履行を猶予します。

- ① 資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 埼玉県内の指定施設において保育士業務に従事しているとき
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※③「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当する場合があります。猶予期間については保育士業務の従事期間には算入しません。

また、各場合において、猶予される期間や申請に必要な書類等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

ア 指定施設に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合

イ 出産・育児のため指定施設を退職し、出産後、指定施設への再就職を希望する場合

ウ 養成施設卒業後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る場合

エ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であって時間取得でないものに限る。）

オ 疾病・負傷等のため療養する必要がある、次のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・指定施設在職中に病気休職等を取得する場合

・指定施設を退職し疾病・負傷等の治癒後に、指定施設への再就職を希望する場合

カ 養成施設を卒業した日から、1年以内に指定施設で保育士業務に従事する意思があり、求職中の場合

キ 就職先内定後、就職待機中の場合

- ク 指定施設において保育士業務等以外の職種に採用された場合であって、本人の申請に基づき保育士業務等に従事する意思があると認める場合
- ケ 指定施設を自己都合で離職した場合であって、指定施設で保育士業務に従事する意思があり、求職中の場合
- コ 人事異動により、指定施設での保育士業務等に従事できなくなったとき

10) 返還債務の免除

次のいずれかに該当するときは申請により返還の債務を全て免除します。

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、埼玉県内の指定施設において5年間引き続き保育士業務に従事したとき
 - ※指定施設の人事異動等により、借受人の意思によらず、埼玉県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができます。
 - ※以下の場合も従事したこととみなします。
 - ア 国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とします
 - イ 東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）内において保育士業務に従事する場合も、指定施設で従事したとみなします。
 - ウ 過疎地域において保育士業務に従事した場合、又は中高年離職者が保育士業務に従事した場合は、3年間引き続き従事したとき
 - ※埼玉県内の過疎地域（H28年時点）
 - 秩父市（旧大滝村の区域）、小鹿野町（旧両神村の区域）、東秩父村、神川町（旧神泉村の区域）の4市町村
- ② 保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

11) 届出が必要なとき

次のいずれかに該当するときは速やかに届出をしてください。

- ① 借受人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき
- ② 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- ③ 養成施設を休学、復学、転学、退学したとき
- ④ 停学、退学の処分を受けたとき
- ⑤ 養成施設を留年したとき
- ⑥ 養成施設を卒業したとき
- ⑦ 死亡したとき
- ⑧ 貸付を辞退（契約解除）するとき
- ⑨ 保育士業務に従事した（している）とき
- ⑩ 勤務先（指定施設）を退職したとき
- ⑪ 勤務先（指定施設）を変更したとき

12) 留意事項

① 貸付対象について

貸付の対象は、さいたま市内に在住又はさいたま市内に所在する養成施設に在学している者となります。

※埼玉県内（さいたま市を除く）在住、かつ埼玉県内（さいたま市を除く）に所在する養成施設に在学している者は、埼玉県の保育士修学資金貸付事業への申請となります。

② 申請方法について

申請書類は養成施設（学校）を通じて提出していただきます。養成施設によって受付の窓口、方法、提出期限が異なりますので、必ず養成施設でご確認ください。

養成施設からさいたま市社協への書類の提出期限は**平成28年9月8日(木)必着**とします。提出期限までに申請に必要な全ての書類が揃わない場合は、申請書は受理されませんのでご注意ください。

③ 各種書類の提出方法

- ・ **在学中**は、養成施設（学校）を通じて提出してください。
- ・ **卒業後**は、さいたま市社協へ直接提出してください。

④ 課税証明書等の提出について

ア 家庭の経済状況などから、真に本資金の貸付が必要か確認するため、以下の例を参照して平成28年度市町村県民税課税証明書・非課税証明書を提出してください。

イ 生活保護受給世帯の場合は生活保護受給証明書を提出してください。

ウ 以下の者の課税証明・非課税証明の提出が必要となります。

- (ア) 父・母がいる場合 → 父母それぞれの証明書
- (イ) ひとり親世帯の場合 → 父又は母（生計をともにしている人）の証明書
- (ウ) 両親が両方ともいない場合 → 父母に代わって家計を支えている人の証明書

【例：申請者の生計を支える世帯全員分の課税証明書・非課税証明書等の提出】

例	対象者	証明書類	備考
例1 家族と同居している	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
	申請者の父・母	○	収入の有無にかかわらず必要
	申請者の兄弟	△	収入がない場合は不要。収入があり、世帯の家計を維持している場合は必要
	祖父母	△	年金で世帯の生計を維持している場合は必要
例2 家族・親族等から仕送り等の援助を受けている	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
仕送り等申請者へ援助している者が属する世帯	△	申請者と同一世帯とみなすので、援助世帯である生計維持者の課税証明書が必要	
例3 独立して生計を立てている	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
例4 生活保護を受給している	生活保護受給世帯	○	生活保護受給証明書等の写しが必要

⑤ 住民票について

住民票は個人番号（マイナンバー）、本籍の**記載のないもの**を提出してください。

⑥ 貸付額について

ア 貸付額は月額5万円、総額120万円を範囲内として、正規の修学期間内に必要な額を貸付けることが可能です。

- ・在学期間のうち2年間の借入をする場合 $120\text{万円} \div 24\text{月} = \text{月額}5\text{万円以内}$
- ・在学期間のうち3年間の借入をする場合 $120\text{万円} \div 36\text{月} = \text{月額}3\text{万}3\text{千円以内}$
※総額120万円の貸付を希望し、月額を3万3千円とした場合、総額が118万8千円となってしまうため、差額の1万2千円は初回貸付時に加算します。
- ・在学期間のうち4年間の借入をする場合 $120\text{万円} \div 48\text{月} = \text{月額}2\text{万}5\text{千円以内}$

イ 入学準備金のみ、就職準備金のみは貸付はできません。

ウ 修学資金（学費）及び入学準備金は、平成28年4月に遡って貸付けることができます。

エ 入学準備金は平成28年度入学者のみが貸付対象になります。

⑦ 生活費加算について

ア 生活費加算と生活保護を同時に受け取ることはできません。

イ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者で、生活費加算を受けようとする者については、生活保護の廃止又は世帯分離を行った後、速やかに福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書の写し等、生活保護が廃止されていることを証明する書類を提出してください。

ウ 生活費加算のみの貸付はできません。

エ 生活費加算の貸付決定後は、貸付期間中の転居又は加齢等により区分が変更になっても加算額の変更はありません。

⑧ 他の貸付金等との併用について

養成施設への就学に関し、他の公的支援制度や国庫補助事業等による貸付を受けている者は貸付の対象にはなりません。ただし、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、国の教育ローン、その他指定保育士養成施設の貸付金等を活用している者については、さいたま市社協が真に必要なと認める場合、貸付の対象とすることがあります。

⑨ 保育士業務への従事期間について

ア 養成施設を卒業後、保育士登録を行い、埼玉県内の指定施設で保育士業務に従事した日から返済免除要件の業務従事期間として算定します。

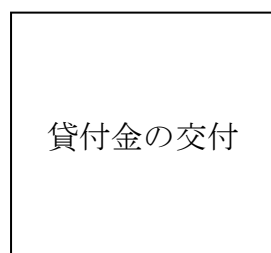
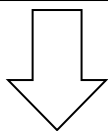
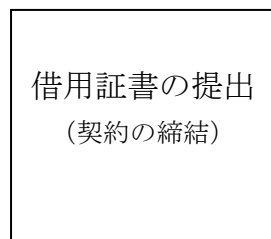
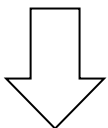
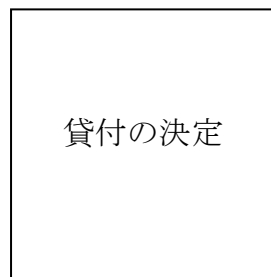
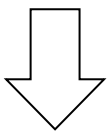
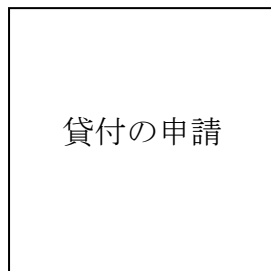
イ 1年当たりの必要最低従事時間数は1,440時間以上とします。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務することを原則とします。

13) 問合せ先

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-30-22
TEL 048-835-5281 FAX 048-835-5282

2 貸付申請等の手続き

1) 貸付申請の手続き



①「保育士修学資金貸付申請書」に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添えて養成施設に提出してください。

【添付書類】

- ・「保育士修学資金貸付申請チェックリスト」
- ・住民票
- ・課税証明書等
- ・「保育士修学資金貸付誓約書」
- ・その他（個別の状況に応じた必要書類）

※申請に必要な書類は「保育士修学資金貸付申請チェックリスト」をご確認ください。

②申請書類等は養成施設からさいたま市社協へ送付されます。

③養成施設から送付されてきた申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定します。

④審査の結果はさいたま市社協から養成施設に送付し、申請者に通知されます。

⑤貸付が決定した場合、さいたま市社協から「保育士修学資金貸付承認決定通知書」と「保育士修学資金貸付借用証書」を送付します。

※審査のうえ、貸付の可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

※貸付の可否にかかわらず、申請書類一式については返却いたしません。

※貸付を辞退するときは、必ず申し出てください。

⑥「保育士修学資金貸付借用証書」と「保育士修学資金貸付振込口座申請書」を養成施設に提出してください。

- ・借用証書は連帯保証人と連署のうえ、それぞれの実印を押印してください。

【添付書類】

- ・貸付が決定した者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

⑦借用証書は養成施設からさいたま市社協へ送付されます。

⑧さいたま市社協から、借受人名義の銀行口座に資金を振り込みます。

⑨資金は4月と10月の年2回の交付予定です。

※貸付初年度の交付時期は貸付決定後、10月と1月の2回を予定しています。

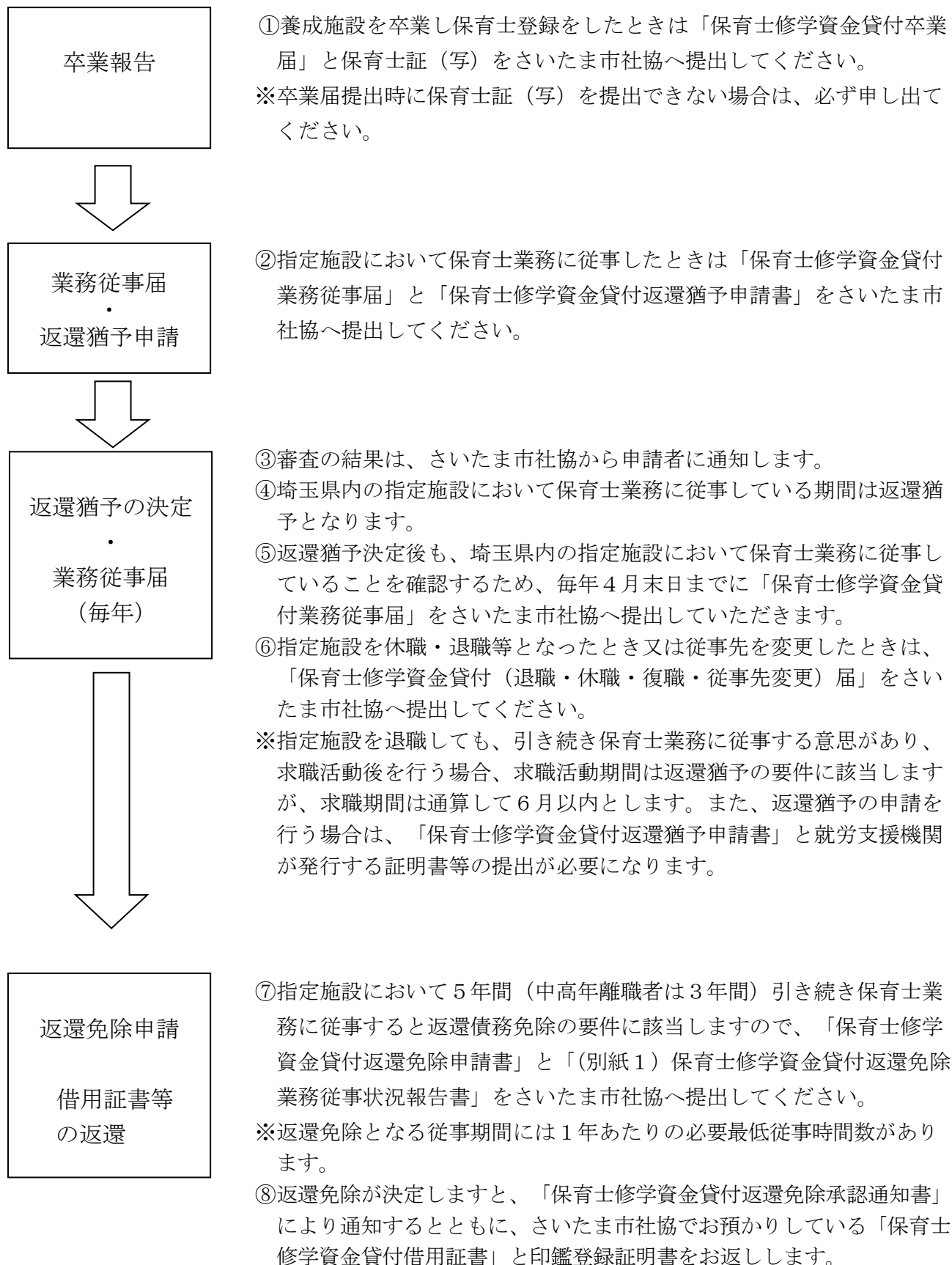
⑩貸付を辞退するときは「保育士修学資金貸付（休止・再開・辞退）届（休学・停学・退学・復学等）」を養成施設を経由してさいたま市社協へ提出してください。辞退以後の貸付は休止となり、返還計画に基づき貸付金を返還していただきます。

2) 養成施設在学中の手続き

在学状況の報告 (毎年度4月)	①複数年にわたり資金の貸付を受けるときは、養成施設よりさいたま市社協へ「保育士修学資金貸付在学状況報告書」を提出していただきます。
休学、停学、留年、 退学する場合	①養成施設を休学、停学、留年、退学となったときは、速やかに「保育士修学資金貸付（休止・再開・辞退）届（休学・停学・退学・復学等）」を養成施設を経由してさいたま市社協に提出してください。 ※休学、停学の期間中は貸付が休止します。 ②復学したときは「保育士修学資金貸付（休止・再開・辞退）届（休学・停学・退学・復学等）」を養成施設を経由してさいたま市社協に提出してください。 ※復学により貸付が再開します。
貸付を辞退する 場合	①貸付を辞退するときは、速やかに「保育士修学資金貸付（休止・再開・辞退）届（休学・停学・退学・復学等）」及び「保育士修学資金貸付返還計画申請書」を養成施設を経由してさいたま市社協へ提出してください。 ②さいたま市社協から「保育士修学資金貸付返還通知書」を送付します。 ③貸付けた資金は返還通知書に基づき返還期間内に返還していただきます。 ※辞退後も引き続き養成施設に在学しているときは、返還債務の履行が猶予される場合もあります。 ※返還が滞ったときは、連帯保証人に債務の返還を求めます。
氏名、住所等 を変更したとき (在学中)	① 養成施設在学中 に借受人又は連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更が生じたときは「保育士修学資金貸付異動届」を養成施設を経由してさいたま市社協へ提出してください。 ②氏名又は住所の変更による届出の際は、変更事項の履歴が記載されている住民票等を添付してください。
借受人が 死亡したとき (在学中)	①借受人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人が借受人の死亡を証する書類を添付して「保育士修学資金貸付（休止・再開・辞退）届（休学・停学・退学・復学等）」を養成施設を経由してさいたま市社協へ提出してください。 ②借受人の死亡により貸付金を返還していただきますので「保育士修学資金貸付返還計画申請書」も提出してください。
卒業見込 の確認	①最終学年時（卒業年度）に該当者の卒業見込みを確認するため、「保育士修学資金貸付卒業見込状況報告書」を養成施設からさいたま市社協へ提出していただきます。 ②該当者の卒業見込みを確認した後、さいたま市社協から就職準備金を振り込みます。

3) 養成施設卒業後の手続き（返還債務の履行猶予の場合）

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い埼玉県内の指定施設において保育士業務に従事したときは、返還債務の履行が猶予されます。



4) その他の返還債務の履行猶予の場合

災害、疾病、負傷、
その他やむを得
ない事由が生じ
たとき

①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（出産休暇、育児休業等）により返還猶予を受けようとするときは、「保育士修学資金貸付返還猶予申請書」を提出してください。

※各場合において、返還債務の履行が猶予される期間及び申請時の添付書類（当該事実を証明する書類）が異なりますので、申請の際はさいたま市社協まで必ずお問い合わせください。

※返還猶予期間が終了する前に猶予事由が消滅したときは、「保育士修学資金貸付返還猶予事由消滅届」による届出が必要になります。

5) 養成施設卒業後の手続き（返還の場合）

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録をしなかった又は保育士登録をしたが指定施設に就職しなかったときは、次の手順により貸付金を返還していただきます。

卒業報告

①卒業後、保育士資格登録をしなかったときは、その旨を「保育士修学資金貸付卒業届」によりさいたま市社協へ報告してください。

返還計画申請

②保育士資格登録をしなかった又は指定施設に就職しなかった（する意思がなくなった）ときは、貸付金を返還していただきますので、「保育士修学資金貸付返還計画申請書」をさいたま市社協へ提出してください。

③さいたま市社協から「保育士修学資金貸付返還通知書」を送付します。

貸付金の返還

④貸付けた資金は返還通知書に基づき返還期間内に返還していただきます。
※返還が滞ったときは、連帯保証人に債務の返還を求めます。
※返還期日を過ぎた場合は、年5%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

返還完了
・
借用証書等
の返還

⑤返還が完了したときは、「保育士修学資金貸付返還完了通知書」により通知するとともに、さいたま市社協でお預かりしている「保育士修学資金貸付借用証書」と印鑑登録証明書をお返しします。

6) その他の手続き

次のいずれかに該当するときは直ちにその旨の届出等をおこなってください。

氏名、住所等を変更したとき
(卒業後)

- ①**養成施設卒業後**に借受人又は連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更が生じたときは「保育士修学資金貸付異動届」をさいたま市社協へ提出してください。
- ②氏名又は住所の変更による届出の際は、変更事項の履歴が記載されている住民票等を添付してください。

連帯保証人を変更するとき

- ①連帯保証人が死亡した又は連帯保証人が破産宣告する等、連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに連帯保証人を変更していただきます。
- ②連帯保証人を変更するときは、「保育士修学資金貸付連帯保証人変更届兼連帯保証書」を提出してください。(※在学中は養成施設に提出)
※新たな連帯保証人の住民票と印鑑登録証明書の提出も必要になります。

指定施設を休職したとき、
又は休職から復職したとき

- ①指定施設を休職(又は休職から復職)したときは、「保育士修学資金貸付(退職・休職・復職・従事先変更)届」を提出してください。その際には、勤務先で休職(又は休職から復職)したことの証明を受けてください。

指定施設を退職したとき

- ①指定施設を退職したときは、「保育士修学資金貸付(退職・休職・復職・従事先変更)届」を提出してください。その際には、勤務先で「(別紙)保育士業務従事証明書」を添付してください。
- ②保育士業務に従事する意思がなくなったとき又は従事する意思があっても6月以内に再就職できなかったときは、貸付金を返還していただきますので、「保育士修学資金貸付返還計画申請書」を提出してください。

勤務先を変更したとき

※従事する施設等の人事異動等により、勤務先が変更になった場合も含む

- ①勤務先(指定施設)を変更したときは、「保育士修学資金貸付(退職・休職・復職・従事先変更)届」を提出してください。その際には、新たな勤務先(指定施設)で就職したことの証明を受けてください。
※勤務先を変更したときは、再度、返還猶予申請が必要になります。

借受人が
死亡したとき
(卒業後)

- ①借受人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人が借受人の死亡を証する書類を添付して「保育士修学資金貸付借受人死亡届」を提出してください。
- ②借受人の死亡により貸付金を返還していただきますので「保育士修学資金貸付返還計画申請書」を提出してください。

※業務上の事由により死亡したときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「保育士修学資金貸付返還免除申請書」に「(別紙2) 保育士修学資金貸付労働災害証明書」又はその事由が確認できる書類を添付して提出してください。この場合、②の手続きは不要です。

心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

- ①業務を継続することができなくなったことにより貸付金を返還するときは、「保育士修学資金貸付返還計画申請書」を提出してください。

※心身の故障により保育所等を退職したときは、「保育士修学資金貸付(退職・休職・復職・従事先変更)届」の提出も必要になります。

※業務に起因する心身の故障のときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「保育士修学資金貸付返還免除申請書」に「(別紙2) 保育士修学資金貸付労働災害証明書」又はその事由が確認できる書類を添付して提出してください。この場合、①の手続きは不要です。

※上記以外にも届出が必要になることもありますので、変更事項が生じたときやご不明な点がございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

3 手続きに必要な提出書類

[在学中]

1) 貸付の申請、決定時等に提出するもの

事 項		提出書類		備 考
貸付の申請をするとき		申請チェックリスト		個別の状況に応じ、他の書類の提出が必要になる場合があります
		申請書	様式第 1 号	
		住民票	市区町村発行のもの	
		課税証明書・非課税証明書	市区町村発行のもの	
		誓約書	様式第 2 号	
		推薦状（養成施設が作成）	様式第 3 号	
該当者のみ	生活保護受給世帯の場合	生活保護受給証明書	市区町村福祉事務所発行のもの	
	他貸付金等の借入がある場合	借入状況が確認できる書類		
	中高年離職者として貸付の申請をする場合	離職して 2 年以内であることが確認できる書類		
	生活費加算の貸付も希望する場合	お問い合わせください		
貸付が決定したとき		借用証書	様式第 9 号	借用証書への押印は実印となります
		振込口座申請書	様式第 10 号	
		印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき		在学状況報告書	様式第 4 号	年度が変わるごとに養成施設が提出
貸付を辞退するとき		（休止・再開・辞退）届 （休学・停学・退学・復学等）	様式第 11 号	
		返還計画申請書	様式第 15 号	貸付金交付後の場合のみ
養成施設を卒業するとき		卒業見込状況報告書	様式第 5 号	卒業年度に養成施設が提出

[在学中]

2) 変更事項がある場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
休学・停学等	(休止・再開・辞退)届 (休学・停学・退学・復学等)	様式第11号	貸付が休止されます
復学したとき			貸付再開されます
退学したとき	(休止・再開・辞退)届 (休学・停学・退学・復学等)	様式第11号	貸付金の返還となります
	返還計画申請書	様式第15号	
氏名や住所等に変更があったとき	異動届	様式第26号	
	住民票等、変更事項の履歴が確認できる書類	市区町村等公的機関発行のもの	
貸付金の振込先を変更するとき	振込口座申請書	様式第10号	
死亡したとき	(休止・再開・辞退)届 (休学・停学・退学・復学等)	様式第11号	
	死亡を証する書類(除籍証明書又は死亡診断書の写)		
	返還計画申請書	様式第15号	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届兼連帯保証書	様式第30号	変更事由の内容によりその事実を証明する書類の添付が必要になることもあります
	住民票	市区町村発行のもの	
	印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	

[卒業後]

1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類		備 考
卒業したとき	卒業届	様式第25号	添付できない場合は必ず申出てください
	保育士証(写)		
保育士業務に従事したとき	業務従事届	様式第27号	
	返還猶予申請書	様式第18号	
保育士業務を継続しているとき	業務従事届	様式第27号	猶予期間中は1年ごとに提出してください

[卒業後]

2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
求職活動中の場合 (卒業後1年以内)	返還猶予申請書	様式第18号	
	就労支援機関等が発行する証明書		
指定施設を退職後、求職活動を行うとき	返還猶予申請書	様式第18号	退職、就職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して6月以内とします
	就労支援機関等が発行する証明書		
指定施設で保育士業務に従事したとき	業務従事届	様式第27号	
	返還猶予申請書	様式第18号	
災害、疾病、負傷等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式第18号	申請の事由により猶予の期間や添付する書類が異なります
	罹災証明書 医師の診断書 医師の証明書 等		
返還猶予の事由が消滅したとき	事由消滅届	様式第21号	

※上記以外にも返還猶予の事由に該当する場合があります。詳しくはさいたま市社協までお問い合わせください。

[卒業後]

3) 返還免除を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
指定施設において5年間（中高年離職者は3年間）業務に従事したとき	返還免除申請書	様式第22号	中高年離職者は3年間
	返還免除業務従事状況報告書	様式第22号 (別紙1)	
業務上の事由により死亡したとき	返還免除申請書	様式第22号	借受人死亡届(様式第29号)の提出も必要となります
	労働災害証明書又は業務上の事由による死亡が確認できる書類	様式第22号 (別紙2)	
業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	返還免除申請書	様式第22号	
	労働災害証明書又は業務に起因する心身の故障が確認できる書類	様式第22号 (別紙2)	

[卒業後]

7) 貸付金を返還しようとするときに提出するもの

事 項	提出書類		備 考
貸付金を返還しようとするとき	返還計画申請書	様式第15号	

[卒業後]

8) 変更事項がある場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
氏名や住所等に変更があったとき	異動届	様式第26号	
	住民票等、変更事項の履歴が確認できる書類	市区町村等公的機関発行のもの	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届兼連帯保証書	様式第30号	変更事由の内容によりその事実を証明する書類の添付が必要になることもあります
	住民票	市区町村発行のもの	
	印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	
指定施設を休職した又は休職から復職したとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第28号	勤務先で証明を受けてください
指定施設を退職したとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第28号	
再就職する意思がある場合	業務従事証明書	様式第28号(別紙)	
勤務先を変更したとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第28号	
	業務従事届	様式第27号	
死亡したとき	借受人死亡届	様式第29号	相続人又は連帯保証人が提出してください
	死亡を証する書類(除籍証明書又は死亡診断書の写)		
	返還計画申請書	様式第15号	貸付金を返還しようとするとき
心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第28号	勤務先で退職したことの証明を受けてください
	返還計画申請書	様式第15号	貸付金を返還しようとするとき

※上記以外にも届出が必要になることもありますので、変更事項が生じたときやご不明な点がございましたら、さいたま市協までお問い合わせください。

指定施設一覧

(別表 1)

区域	法令・通知等	施設等種別
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
		肢体不自由児施設「整枝療護園」
		重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
県内施設	児童福祉法	第 6 条の 2 第 2 項に規定
		児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
	第 6 条の 4 項に規定	
	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設	
	第 7 条に規定	助産施設
		乳児院
		母子生活支援施設
		保育所
		児童厚生施設
		児童養護施設
		障害児入所施設
		児童発達支援センター
		情緒障害児短期治療施設
		児童自立支援施設
	児童家庭支援センター	
	第 12 条の 4 に規定	
	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	第 18 条の 6 に規定	
	指定保育士養成施設	
	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、法 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア) 第 59 条の 2 の規定により届け出をした施設
		イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設
ウ) 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設		
エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設		
オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設		
第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務であって第 34 条の 15 第 1 項の事業及び同条第 2 項の認可を受けたもの	家庭的保育事業	
	小規模保育事業	
	居宅訪問型保育事業	
	事業所内保育事業	
第 6 条の 3 第 13 項に規定され、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業	
第 6 条の 3 第 2 項に規定され、第 34 条の 8 第 1 項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業	
第 6 条の 3 第 7 項に規定され、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業	
学校教育法	第 1 条に規定	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		認定こども園への移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第 2 条第 6 項に規定	認定こども園
子ども・子育て支援法	第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設	第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設

生活費加算額一覧

(別表2)

- ①【級地区分一覧】で申請者の貸付申請時の居住地がどの級地区分に該当するか確認してください。
 ②【生活扶助基準額一覧】で該当する級地区分および貸付申請時の年齢に対応する額を確認してください。

【生活扶助基準額一覧】

(単位：円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550
3～5	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220
6～11	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790
12～19	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650
20～40	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060
41～59	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810
60～69	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510
70～	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340

【級地区分一覧】

※この一覧表にない場合は、さいたま市協までお問合せください。

級地	埼玉県	東京都		神奈川県
	市町村	市町村		市町村
1級地-1	川口市	八王子市	東村山市	横浜市
	さいたま市	立川市	国分寺市	川崎市
		武蔵野市	国立市	鎌倉市
		三鷹市	福生市	藤沢市
		府中市	狛江市	逗子市
		昭島市	東大和市	大和市
		調布市	清瀬市	三浦郡葉山町
		町田市	東久留米市	
		小金井市	多摩市	
		小平市	稲城市	
	日野市	西東京市		

級地	埼玉県	東京都	千葉県	神奈川県
	市町村	市町村	市町村	市町村
1級地-2	所沢市	青梅市	千葉市	横須賀市
	蕨市	武蔵村山市	市川市	平塚市
	戸田市		船橋市	小田原市
	朝霞市		松戸市	茅ヶ崎市
	和光市		習志野市	相模原市
	新座市		浦安市	三浦市
				秦野市
			厚木市	
			座間市	

級地	埼玉県	東京都	千葉県	神奈川県
	市町村	市町村	市町村	市町村
2級地－1	川越市	羽村市	野田市	伊勢原市
	熊谷市	あきる野市	佐倉市	海老名市
	春日部市	西多摩郡瑞穂町	柏市	南足柄市
	狭山市		市原市	綾瀬市
	上尾市		流山市	高座郡寒川町
	草加市		八千代市	中郡大磯町
	越谷市		我孫子市	中郡二宮町
	入間市		鎌ヶ谷市	足柄上郡大井町
	志木市		四街道市	足柄上郡松田町
	桶川市			足柄上郡開成町
	八潮市			足柄下郡箱根町
	富士見市			足柄下郡真鶴町
	三郷市			足柄下郡湯河原町
	ふじみ野市			
	入間郡三芳町			

級地	埼玉県	東京都	千葉県	神奈川県
	市町村	市町村	市町村	市町村
2級地－2	該当なし			

級地	埼玉県		東京都	千葉県		神奈川県
	市町村		市町村	市町村		市町村
3級地－1	行田市	鶴ヶ島市	西多摩郡日の出町	銚子市	香取市	足柄上郡中井町
	秩父市	日高市	西多摩郡檜原村	館山市	印旛郡酒々井町	足柄上郡山北町
	飯能市	吉川市	西多摩郡奥多摩町	木更津市		愛甲郡愛川町
	加須市	白岡市	大島町	茂原市		愛甲郡清川村
	本庄市	北足立郡伊奈町	利島村	成田市		
	東松山市	入間郡毛呂山町	新島村	東金市		
	羽生市	入間郡越生町	神津島村	旭市		
	鴻巣市	比企郡嵐山町	三宅村	勝浦市		
	深谷市	比企郡小川町	御蔵島村	鴨川市		
	久喜市	比企郡鳩山町	八丈町	君津市		
	北本市	南埼玉郡宮代町	青ヶ島村	富津市		
	蓮田市	北葛飾郡杉戸町	小笠原村	袖ヶ浦市		
	坂戸市	北葛飾郡松伏町		白井市		
	幸手市			匝瑳市		

級地	埼玉県	東京都	千葉県	神奈川県
	市町村	市町村	市町村	市町村
3級地－2	上記に掲げた以外の市町村			

保育士修学資金貸付 使用様式一覧

事由	様式番号	様式名称
申請	1	保育士修学資金貸付申請書
	2	保育士修学資金貸付誓約書
	3	保育士修学資金貸付推薦状
	4	保育士修学資金貸付在学状況報告書
	5	保育士修学資金貸付卒業見込状況報告書
	6	保育士修学資金貸付福祉事務所長意見書
貸付決定	9	保育士修学資金貸付借用証書
	10	保育士修学資金貸付振込口座（申込・変更）申請書
休止・再開・辞退	11	保育士修学資金貸付（休止・再開・辞退）届 （休学・停学・退学・復学等）
返還	15	保育士修学資金貸付返還計画申請書
返還猶予	18	保育士修学資金貸付返還猶予申請書
	21	保育士修学資金貸付返還猶予事由消滅届
返還免除	22	保育士修学資金貸付返還免除申請書
届出	25	保育士修学資金貸付卒業届
	26	保育士修学資金貸付異動届
	27	保育士修学資金貸付業務従事届
	28	保育士修学資金貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届
	29	保育士修学資金貸付借受人死亡届
	30	保育士修学資金貸付連帯保証人変更届兼連帯保証書

申請書類等の記入・提出にあたって

- ・ 本ご案内及び各様式は、以下の本会ホームページで閲覧、印刷することができます。
<http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyou-syousai-hoikushi.html>
- ・ 申請書類等は、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入して下さい。
- ・ 各項目について記入漏れのないよう正確に記入して下さい。記入漏れがあったり、添付書類等が揃っていない場合は、受付をいたしません。
- ・ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
- ・ 提出する申請書類等はコピーをとり、お手元に保管してください。
- ・ 貸付申請書は養成施設（学校）を通じて提出していただきます。養成施設によって受付の窓口、方法、提出期限が異なりますので、必ず養成施設でご確認ください。
- ・ 記入方法等、ご不明な点がございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター
〒330-0061

さいたま市浦和区常盤9-30-22

TEL 048-835-5281 / FAX 048-835-5282